

旭市社会福祉協議会正職員・臨時職員登録制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、旭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）で、正職員及び臨時職員（以下「職員」とする。）として雇用を希望される方を登録し、幅広い人材確保と職務に応じた有効な人材配置を行うことにより、効率的かつ適正な職員の雇用管理を図ることを目的とした制度です。

(登録要件)

第 2 条 本会の職員として登録できる方は次に掲げる要件を満たす方です。

- (1) 登録申請日現在において満 18 歳以上 65 歳以下の方
- (2) 登録を希望する職種に必要な資格免許等を取得している方
- (3) 職務遂行上支障を来さない良好な健康状態で、熱意のある方

(対象となる登録職種)

第 3 条 登録対象となる職種は、次に掲げるものです。

職 種	雇用形態	登 録 の 要 件
社会福祉士	正職員	社会福祉士免許のある方
介護支援専門員	正職員・臨時職員	介護支援専門員の登録を受けている方
介護福祉士	正職員・臨時職員	介護福祉士免許のある方
訪問介護員	臨時職員	介護職員初任者研修課程を修了している方
生活相談員	臨時職員	社会福祉主事の資格のある方
看護師	臨時職員	看護師免許のある方
介護職員	臨時職員	介護職員初任者研修課程を修了している方
事務職（業務補助）	正職員・臨時職員	大学卒業の方
業務補助	臨時職員	PCの基本操作ができる方
運転手	臨時職員	普通運転免許のある方
施設管理員	臨時職員	普通運転免許のある方
清掃等職員	臨時職員	普通運転免許のある方

(登録の手続)

第 4 条 登録を希望する方は、本会の職員登録書（様式第 1 号。以下「登録書」という。）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければなりません。

2 登録書の受付は、本会本所（〒289-2712 千葉県旭市横根 3520 番地・旭市飯岡保健福祉センター内）とし、受付時間は土日、祝日、年末年始を除く、平日の午前 9 時から午後 5 時までとなっています。

3 登録書の提出は、郵送により行うこともできます。

(登録有効期間)

第 5 条 登録有効期間は、登録した日から 2 年間です。なお、登録期間終了後、再度登録を希望する場合は、改めて登録の手続きを行っていただくことになります。

(登録の取り消し)

第6条 会長は、登録されている方が次の各号の一に該当するときはその登録を取り消すことができます。

- (1) 登録有効期限が満了したとき
- (2) 本人から登録の取り消しの申し出があったとき
- (3) 登録内容に偽りがあったとき
- (4) この要綱の規定に違反すると認められるとき

(職員の雇用)

第7条 会長は、欠員補充や事業拡大など業務の必要に応じて、登録されている方の中から資格などを参考に、書類審査や個別面接等を行い業務に適する方を選考し、随時、採用を決定し、雇用をすることになります。

2 採用候補者は、自らの希望する勤務条件に適合しないと認めるときは、選考を辞退することもできます。

(勤務条件)

第8条 会長は、職員の勤務条件を次に掲げるものとします。

職 種	雇用形態	給料・賃金の額等
社会福祉士	正職員	月額 180,800 円
介護支援専門員	正職員	月額 174,200 円
	臨時職員	時給 1,100 円
介護福祉士	正職員	月額 168,900 円
	臨時職員	時給 1,000 円
訪問介護員	臨時職員	時給 1,000 円
生活相談員	臨時職員	時給 1,000 円 (主任手当月額 2,000 円)
看護師	臨時職員	時給 1,000 円 (看護手当月額 2,000 円)
介護職員	臨時職員	時給 900 円
事務職 (業務補助)	臨時職員	時給 810 円
運転手	臨時職員	時給 1,000 円
施設管理員	臨時職員	時給 800 円
清掃等職員	臨時職員	時給 800 円

2 勤務形態によっては、社会保険 (健康保険と厚生年金保険) や雇用保険に加入していただく場合があります。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の登録制度に関し必要な事項は、会長が別に定めます。

付 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行します。